

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	水産課	検索番号	4-6
法令名	愛媛県漁業調整規則 (漁業法) ※ () 内は上位法令	根拠条項	14-1 (45)	
許認可等	知事許可漁業の継続許可等			
(根拠規定) ○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号) (継続の許可又は起業の認可等) 第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。 (1) 許可 (知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。) を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。 (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内 (その許可の有効期間中に限る。) に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案して、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。 ○漁業法 (昭和24年法律第267号) (継続の許可又は起業の認可等) 第45条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第40条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。 (1) 許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。 (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該大臣許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内 (その許可の有効期間中に限る。) に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該大臣許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。				

(許認可等の基準)

○愛媛県漁業調整規則（令和2年愛媛県規則第57号）

（許可又は起業の認可をしない場合）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- 2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。
- 2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

○漁業法（昭和24年法律第267号）

（許可又は起業の認可をしない場合）

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第41条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶が農林水産大臣の定める基準を満たさないこと。
- (6) その申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性を有さず、又は有することが見込まれないこと。

い者であること。

2 農林水産大臣は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

○知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（令和2年11月19日付け2水産第601-1号愛媛県農林水産部長通知）

（許可等をしない場合）

第3 規則第9条第1項第2号に規定する場合とは、同じ者又は同じ船舶に対し、当該申請に係る漁業の許可等を同時に2以上することになる場合とする。ただし、通常許可を有する船舶を2隻以上使用して行う漁業の場合、経営の合理化に必要と認められる場合その他知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（許可等についての適格性）

第4 規則第10条第1項第1号に規定する漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、許可等を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、規則第9条第1項の規定に基づき許可等を行わないこととし、許可等を受けた者が第3号又は第4号に該当する者である場合は、規則第22条第1項の規定に基づき全ての許可等を取り消すこととする。

(1) 規則第21条第1項に規定する報告を相当の期間にわたり怠っている者であること。

(2) 規則第22条第2項の規定により許可等を受けようとする漁業の許可等を取り消され、又は取消しに係る違反を行った日から取消しをする日までに当該漁業を廃業した者であつて、その取消しの日又は廃業の日から3年を経過しない者であること。ただし、当該期間を経過しないうちに、当該漁業について漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられ、又は法第131条第1項の規定に基づく知事の処分を受けた場合は、その違反の日から3年を経過しない者であることとし、以降に当該漁業について漁業に関する法令に違反する行為を行った場合についても同様に扱うものとする。

(3) 小型機船底びき網漁業の許可を受けていない者であつて、小型機船底びき網漁業により規則第37条第1項の規定に違反して水産動物を採捕したと知事が認めた日から3年を経過しない者であること。ただし、当該期間を経過しないうちに、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられ、又は法第131条第1項の規定に基づく知事の処分を受けた場合は、その違反の日から3年を経過しない者であることとし、以降に漁業に関する法令に違反する行為を行った場合についても同様に扱うものとする。

(4) 小型機船底びき網漁業において漁業に関する法令に違反する行為により知事の処分を受け、その違反を行った日から3年を経過しない間に、当該漁業の許可を受けずに当該漁業を営んだと知事が認めた日から3年を経過しない者であること。ただし、当該期間を経過しないうちに、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられ、又は法第131条第1項の規定に基づく知事の処分を受けた場合は、その違反の日から3年を経過しない者であることとし、以降に漁業に関する法令に違反する行為を行った場合についても同様に扱うものとする。

（継続の許可等）

第9 規則第14条第1項第1号及び第4号の知事が指定する漁業は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業（もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業のうちつかんこぎ網漁業を除く。）及び規則第4条第1項第3号から第20号までに掲げる漁業とする。ただし、県外入漁は指定の対象としないものとする。

○もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等に関する取扱方針（令和2年11月19日付け2水産第602-1号愛媛県農林水産部長通知）

(許可又は起業の認可についての適格性)

第3 規則第10条第1項第1号に規定する漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者は、次の各号のいずれかに該当する者であるものとする。

- (1) 当該漁業において違反行為を行った日から3年を経過しない者であること。
- (2) 当該漁業において違反行為が行われた際使用したとされる船舶を当該違反行為が行われた日から3年を経過しない間に当該漁業に使用する者であること。

(その他)

知事許可漁業の許可に同じ。